

尾張旭市若年がん患者在宅療養支援事業 Q&A

No.	区分	質問	回答
1	助成対象	具体的にどのような内容が助成の対象となりますか。	<p>助成対象は、下記のサービスです。</p> <p>①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、その他必要と認められるもの</p> <p>②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置、その他介護保険で認められるもの</p> <p>③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴助成用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器、その他介護保険で認められるもの</p>
2	助成対象	サービス等の一部に、既に他の保険等を受けている場合は対象外ですか。	<p>本制度の趣旨は、介護保険の被保険者ではない（40歳未満）、在宅で終末期を迎えるがん患者が、介護保険と同等のサービス等を利用する際の費用の負担軽減を図るものです。このため、他制度（小児慢性特定疾病日常生活用具の給付、障害福祉サービス）を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。</p> <p>ただし、他制度で給付または助成されない部分は対象となります。</p> <p>なお、個人で加入している保険による給付を受けていることに関しては問いませんので、全額助成対象となります。</p>
3	助成対象	小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている場合、支給を受けていない福祉用具の貸与・購入について対象となりますか。	<p>小児慢性特定疾病医療費の支給対象者は、福祉用具の貸与・購入については全て対象となりません。</p>
4	助成対象	訪問看護等ですでに医療保険を受けている場合は対象外ですか。	<p>医療保険を既に受けた訪問看護等の費用については、自己負担分を含めて全て対象外となります。</p> <p>ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合はつきましては、本制度を利用することも可能です。</p>
5	助成	サービスの提供事業者に指定は	<p>原則以下の条件を満たしている事業者であること</p>

	対象	ありますか。	<p>が必要となります。</p> <p>1 法人格である</p> <p>2 サービスの提供事業者の代表者が、助成対象者の同居者でない</p> <p>【同居とは（同居の判断）】</p> <p>①同一家屋であること</p> <p>②玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと</p> <p>③玄関、居室、台所、浴室等が独立していても、室内階段、室内扉でつながっていること</p> <p>④同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話をを行っていること（※）</p> <p>（※例えば、日中の生活時間帯にどちらかの住居で過ごしているなど、多くの時間を共にしているのであれば「同居」とみなします。）</p>
6	助成対象	健全な介護者（同居者）がいる場合、生活援助（いわゆる家事援助）は対象外となるのでしょうか。	健全な介護者（同居者）がいることをもって、生活援助を一律に対象外とはしません。健全な介護者（同居者）がいた場合でも、介護できない状況であれば本制度を利用することが可能です。
7	助成対象	入院中の方が、在宅の準備のために購入した福祉用具は助成の対象となりますか。	対象者が入院中に助成対象となる品目の購入を行った場合、その後退院して実際に使用すれば助成の対象となりますが、在宅で使用しなかった場合は助成の対象とはなりません。
8	助成対象	学校での在宅サービスの利用を考えていますが、助成の対象となりますか。	学校での利用においては、学校側で対応されることであるため、本事業を利用することはできません。
9	対象者	どのような疾患の方が対象となりますか。	<p>全国がん登録の届出対象となる疾患（※）を対象とします。</p> <p>（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪性新生物及び上皮内がん</li> <li>・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍</li> <li>・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）</li> </ul> <p>境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍</p> <p>境界悪性漿液性のう胞腺腫</p> <p>境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍</p> <p>境界悪性乳頭状のう胞腺腫</p> <p>境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫</p> <p>境界悪性粘液性のう胞腫瘍</p> <p>境界悪性明細胞のう胞腫瘍</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消化管間質腫瘍</li> </ul>
10	助成額	助成額の端数はどのように扱いますか。	100円未満は切り捨てになります。

11	助成額	在宅サービス等に係る消費税は助成対象となりますか。	対象経費は、本体価格+消費税であるため、対象となります。
12	助成額	福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは助成の対象となりますか。	福祉用具そのものの対価ではない諸経費については助成対象外となります。
13	申請	申請はいつまでに行う必要がありますか。	申請から助成金交付までは、下記の流れとなりますので、原則サービス利用前に申請が必要です。 【申請から助成金交付までの流れ】 ①利用申請（申請者→尾張旭市） ②利用決定の通知（尾張旭市→申請者） ③サービスの利用（申請者） ④サービスの利用料の支払い（申請者） ⑤助成金の請求（申請者→尾張旭市） ⑥助成金交付（尾張旭市→申請者）
14	申請	代理申請は可能ですか。	可能です。対象者が未成年の場合は、保護者が申請をしてください。 申請時、対象者と申請者それぞれの身分証明書の写しを添付してください。
15	申請	申請後、利用資格等に有効期限はありますか。	有効期限はありませんが、サービス等の利用時において尾張旭市に住民票がある方が本制度の対象となります。
16	申請	医師による意見書でかかった文書料などは申請者の本人負担ですか。	文書料は助成対象外となるため、本人負担です。
17	請求	領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者（または対象者）の氏名、サービス利用日（購入日）、利用（購入）金額、サービス内容（品名）領収書発行者の名称及び住所の記載が必要です。
18	請求	領収書に品名が書かれていないが、どうすればよいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など利用や購入内容がわかるものの写しを添付してください。
19	請求	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	店舗などによってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は利用内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。 【サービス（購入）内容が確認できる書類】 利用したサービスや購入した用具などが掲載されているパンフレットやカタログ等 【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等（申請者（ま

			たは助成対象者) の氏名、購入日、購入金額がわかるもの)
20	請求	領収書を他にも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	原本の確認は必須となりますので、一度原本を提出し、確認後に返却します。その際、本事業による助成金を申請済である旨を記載して返却します。
21	請求	請求書は毎月提出する必要がありますか。	サービスの利用日や購入日を月単位でまとめることが可能であれば、複数月分を一度に申請可能です。(申請書は1か月につき、1枚記入してください)
22	請求	事業者が直接費用を受け取る方法での支払いは可能ですか。	不可です。原則償還払いとなるため、サービス事業者で請求された額をいったんお支払いしていただく必要があります。
23	請求	利用途中に対象者が40歳を迎えた場合、いつまでの利用分の請求が可能ですか。	誕生日の前々日分までに利用した分の費用が本事業の対象となります。 そのため、月単位で支払っているものに関しては、可能であれば誕生日の前々日までの支払い分となるよう領収書等を発行してもらってください。
24	請求	利用申請は終わっていますが、サービス等を使っている月の途中で転出する予定です。その場合、その月の請求はどうすればよいですか。	転出予定がある場合は、早めに健康課へお知らせください。 転出前のサービス等利用額については尾張旭市へ請求、転出後の分については転出先の市町村で相談していただく事となります。